

十六訂版は6月10日発売予定です

■ 十五訂版の書籍詳細

税理士 杉田 宗久／監修 税理士 金井 恵美子／著

令和4年6月10日発売

定価：2,200円(本体2,000円+税) A5判 290頁

「インボイス制度」の解説がさらに充実

- 「課否判定表(勘定科目別・形態別・国境を越えた役務の提供)」2,100例超!
- 業種別に具体例を掲載した「簡易課税事業区分の具体例」は600余例!
- 軽減税率と標準税率の判定のポイント記載の「軽減税率の具体例」
- 経理業務経験の浅い方から、税務の専門家の方々まで幅広く実務に活用いただける内容を掲載しております

【十五訂版】令和4年4月改正対応

実務消費税ハンドブック

consumption tax handbook

勘定科目別 形態別 国境を越えた役務の提供

課否判定 2100例

簡易課税事業区分 600例

軽減税率の具体例

税理士 杉田 宗久 監修
税理士 金井 恵美子 著

©コントロール社

令和4年度の主な改正

令和4年度税制改正における主な改正点は、次のとおりです。

	項目	概要
インボイス制度	免税事業者の登録	免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間の翌課税期間以後に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、課税期間ごとに課税事業者を選択することとされていましたが、令和11年9月30日までの日の属する課税期間中においては、登録申請書の提出により、課税期間の中途から適格請求書発行事業者となることができるとされました。
	登録取消事由の追加	事業者が適格請求書発行事業者の登録申請書に虚偽の記載をして登録を受けた場合には、税務署長は、その登録を取り消すことができることとされました。
	免税事業者からの仕入れに係る経過措置	適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置について、次の見直しが行われました。 <ul style="list-style-type: none"> • 区分記載請求書の記載事項に係るデータの提供を受けた場合にも、経過措置の適用を受けることができる。 • 経過措置の適用対象となる棚卸資産については、その棚卸資産に係る消費税額の全部を課税事業者となった場合の棚卸資産に係る調整措置の対象とする。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> • 事務所又は事業所等を国内に有する国外事業者について、適格請求書発行事業者の登録拒否要件及び登録の取消し要件が定められました。 • 公売等により課税資産の譲渡等を行う事業者が適格請求書発行事業者である場合には、公売等の執行機関が適格請求書等を交付することができることとされました。 • 特定収入の5%を超える金額を免税事業者等からの課税仕入れに充てた場合について、課税売上割合等に応じ仕入税額に加算できる取扱いが定められました。
	輸出物品販売場制度	輸出物品販売場において免税で購入することができる非居住者(免税購入対象者)の範囲が見直され、デジタル化への対応につき所要の見直しが行われました。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> • 個人事業者の納税地の異動届出書の提出が不要となりました。 • 輸入許可書及び輸出許可書等の範囲に、これらの書類に係るデータを含めることとされました。 • 郵便物を輸入する際に納付する内国消費税のキャッシュレス納付が可能とされました。 • 児童福祉法及び障害者総合支援法等の改正を前提に、非課税規定の整備が行われました。

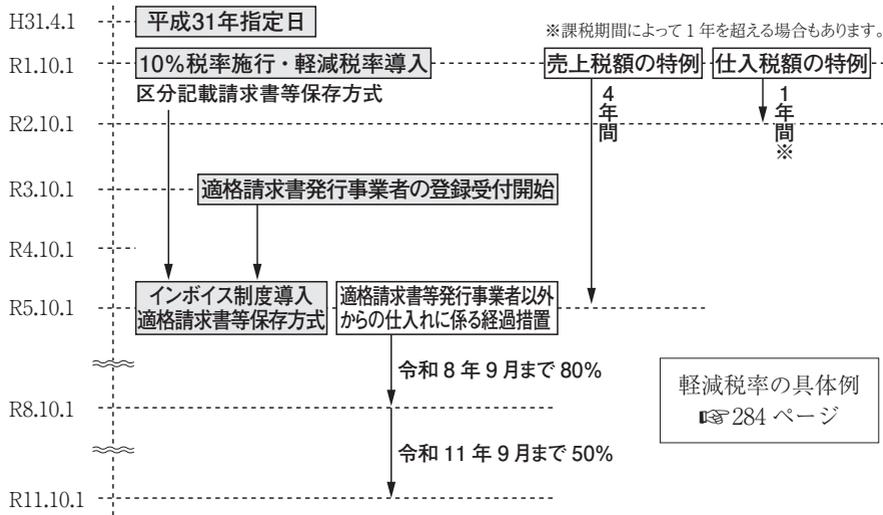
インボイス制度（適格請求書等保存方式）

「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）は、令和5年10月1日に導入されます。

●導入スケジュール

（参考）軽減税率は、令和元年10月1日に導入されました。

令和元年10月1日から令和5年9月30日までの4年間は、区分記載請求書等保存方式です。



区分	区分記載請求書等保存方式 【令和5年9月末まで】	適格請求書等保存方式（インボイス制度） 【令和5年10月1日以後】
登録制度	事業者登録制度なし 免税事業者等からの課税仕入れも仕入税額控除の対象	事業者登録制度あり 免税事業者等からの課税仕入れは仕入税額控除の対象とならない（6年間は経過措置あり）
請求書等	<ul style="list-style-type: none"> 売手に請求書等の交付義務なし 免税事業者も交付可 不正交付の罰則なし 	<ul style="list-style-type: none"> 売手にインボイスの交付義務あり（免除特例あり） 免税事業者・未登録事業者は交付不可 不正交付の罰則あり
	買手に請求書等の保存義務あり	買手にインボイスの保存義務あり
請求書等	データで受け取った請求書等は不可	電子インボイスの授受と保存可
	小売業者等が交付する請求書等は、受領者の名称記載不要	小売業者等は、適格簡易請求書の交付可 <ul style="list-style-type: none"> 消費税額等又は適用税率のいずれか記載 受領者の名称記載不要
	3万円未満の取引等に、請求書等の保存不要の取扱いあり	売手の交付義務が免除される取引等に、インボイスの保存不要の取扱いあり
帳簿	買手に帳簿の保存義務あり (記載事項に変更なし)	

目 次

【十五訂版】令和4年4月改正対応 実務消費税ハンドブック

令和4年度の主な改正 2

インボイス制度（適格請求書等保存方式）

1. 導入までの準備 2. 免税事業者からの仕入れに係る経過措置 4
 3. 電子インボイスへの対応 4. インボイス発行事業者の登録 5
 5. 登録番号 6. 登録の時期 5
 7. 免税事業者の登録 6
 8. インボイス発行事業者の公表 7
 9. 職権による登録の取消し 10. 登録の取消届 11. 適格請求書 8
 12. 適格簡易請求書 13. 適格返還請求書 14. インボイスの交付義務 9
 15. 人格のない社団等 16. 任意組合 17. 偽インボイスの禁止 10
 18. 仕入税額控除の要件 11
 19. 売手の交付義務の免除と仕入税額控除の要件 12
 20. インボイスの保存を要しない場合 12
 21. 税額計算の方法 22. 計算方法の組み合わせ 13

■ 納税義務判定フローチャート 14
 ■ 消費税の計算の概要 16
 ■ 申告書の計算欄 17
 ■ 凡例 23

課否判定表

■ 課否判定表50音順索引 24
 ■ 勘定科目別課否判定表 35

【損益計算書科目】

科目	該当頁	科目	該当頁	科目	該当頁
売上高	P35-36	図書研修費	P42	債務免除益	P47
売上原価	P36	支払手数料	P42-43	為替換算差益・為替決済差益	
販売費及び一般管理費	P37-44	租税公課	P43	有価証券売却益	
人件費	P37-38	地代家賃	P43-44	固定資産売却益	
旅費交通費	P38	リース料	P44	営業外費用	
荷造運送費	P38-39	雑費	P44	支払利息	
通信費	P39	貸倒引当金繰入	P45-47	手形売却損	
宣伝広告費	P40	営業外収益	P45	売上割引	
販売促進費		受取利息・配当金	P45-46	為替換算差損・為替決済差損	
接待交際費・寄附金	P41	仕入割引	P46	貸倒損失	
会議費		補助金収入	P46	雑損失	
水道光熱費		損害賠償金	P47	有価証券売却損	
修繕費		取用補償金等	P47	固定資産売却損	
減価償却費	P41-42	雑収入	P47	資産評価損	
保険料		償却債権取立益	P47	過年度修正損	
会費		貸倒引当金戻入			

【貸借対照表科目】

科目	該当頁	科目	該当頁	科目	該当頁
流動資産	P48	建設仮勘定（住宅以外）	P49	公共施設・共同施設負担金	P51
現預金		機械装置・工具・器具・備品・車両		自動車リサイクル料金	
受取手形・暗号資産		減価償却累計額		繰延資産	
売掛金		無形固定資産		創立費	
貸倒引当金		差入保証金・敷金・権利金	P50	開業費	P52
有価証券		借地権		開発費・試験研究費	
商品		営業権		新株発行費・社債発行費	
貯蔵品		特許権・実用新案権等		社債発行差金	
未成工事支出金		特許出願中の権利		負債の部	
立替金		ノウハウ		買掛金	
前渡金・仮払金		著作権・出版権・著作隣接権	未払金		
前払費用		ソフトウェア	前受金		
貸付金		電話加入権	預り金		
繰延税金資産			借入金		
有形固定資産	P48-49	投資その他の資産	P50-52	未払法人税等	
土地	P48	ゴルフ会員権	P50	純資産の部	
建物（住宅）	P49	リゾートクラブの会員権	P50-51		
建物（住宅以外）		信託	P51		

■形態別課否判定表 53

取引・対価等	該当頁	取引・対価等	該当頁	取引・対価等	該当頁
輸出取引・国外取引	P53-58	有価証券取引等	P63-65	学校関係	P67-68
輸入取引	P58-59	医療関係	P65	宗教法人関係	P68
不動産賃貸取引	P59-61	助産等	P66	個人事業者	P68-70
不動産販売取引等	P62-63	介護サービス		その他	P70-74
不動産管理等	P63	社会福祉事業	P66-67		

電気通信利用役務の提供	P75-80	特定役務の提供	P80-81
-------------	--------	---------	--------

消費税の基礎知識

■消費税のしくみ 82

消費税の経理処理

- 税抜経理方式と税込経理方式 84
- 控除対象外消費税額等 86
- 総額表示 87

消費税の基礎実務

- 国内取引の課税の対象 88
 1. 課税対象 2. 国内取引か国外取引か 88
 3. 事業者が事業として 4. 対価を得て 90
 5. 資産の譲渡 6. 資産の貸付け 7. 役務の提供 91
- 非課税 92
 1. 土地の譲渡及び貸付け 92
 2. 有価証券等の譲渡 93
 3. 利子・保証料・保険料等を対価とする役務の提供 95
 4. 郵便切手類・印紙・証紙・物品切手等の譲渡 97
 5. 行政サービス・外国為替 98
 6. 社会保険医療等 7. 介護サービス・社会福祉事業 99
 8. 助産 9. 火葬埋葬 10. 身体障害者用物品の譲渡等 101

11. 授業料等を対価とする教育	101
12. 教科用図書の譲渡	102
13. 住宅の貸付け	102
■ 資産の譲渡等の時期	104
1. 納税義務の成立	104
2. 前受金・仮受金	104
3. 棚卸資産	104
4. 請負契約	104
5. 固定資産の譲渡	106
6. 有価証券の譲渡	106
7. 貸付金の利子等	107
8. 賃貸借の使用料等	107
9. リース取引	107
10. 商品先物取引	107
11. 強制換価手続き	107
12. 設立中の法人	107
■ リース譲渡の特例	108
■ 工事進行基準	109
■ 課税標準	110
1. 国内取引の課税標準	110
2. 軽減税率対象の課税資産の譲渡等がある場合	111
3. 対価に含まれる税金の取扱い	111
4. その他の対価の取扱い	111
5. 特殊な課税資産の譲渡等	114
6. みなし譲渡・低額譲渡	114
■ ポイント制度の課税関係	116
■ 税率	118
■ 軽減税率（具体例は巻末）	118
1. 軽減税率の対象	118
2. 食品の範囲	118
3. 一体資産	118
4. 一体資産の税率	119
5. 飲食料品の委託販売	119
6. 外食（食事の提供）	119
7. ケータリング	120
8. 飲食料品の輸入	121
9. 一体貨物	121
10. 新聞の譲渡	121
11. 軽減税率対象品目の譲渡がない事業者	122
■ 中小事業者の税額計算の特例（複数税率対応）	122
■ 税率に関する経過措置	124
■ 課税標準額に対する消費税額	125
■ 仕入税額控除	126
1. 概要	126
2. 課税仕入れ	126
3. 給与等の取扱い	127
4. 公共施設・共同施設の負担金等	129
5. 共同行事等	129
6. 入会金・諸会費	129
7. ゴルフクラブ等の入会金・年会費	129
8. 寄附金・慶弔費	129
9. 費途不明金	129
10. 為替差損益	129
11. 現物出資	130
12. 対価の額が確定していない場合	130
13. 輸入にかかる消費税	130
(1) 仕入税額控除の時期	130
(2) 控除対象仕入税額の計算	132
(3) 全額控除	133
(4) 個別対応方式	134
(5) 一括比例配分方式	141
(6) 個別対応方式又は一括比例配分方式の選択	142
(7) 課税売上割合	143
(8) 仕入税額控除の要件（区分記載請求書等保存方式）	145
(9) 仕入れに係る対価の返還等を受けた場合	147
(10) 固定資産の取得	148
(11) 居住用賃貸建物の仕入税額控除の制限	151
(12) 課税賃貸に供した場合又は譲渡した場合の調整	152
(13) 調整対象固定資産の調整	155
■ 売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除	158
■ 貸倒れに係る消費税額の控除	161

■課税期間	163
1. 法人の課税期間	163
2. 設立	163
3. 組織変更	163
4. 課税期間の短縮特例	163
5. 特例の不適用	164
6. 2年間継続適用	165
■納税義務者	165
1. 納税義務者	165
2. 実質帰属主義	165
3. 公共法人・公益法人等	165
4. 人格のない社団等	165
5. 従業員団体	166
6. 共同事業	166
7. 有限責任事業組合 (LLP)	166
8. 匿名組合	166
9. 法人税のグループ通算制度の適用がある場合	166
10. グループ法人	167
■事業者免税点制度	167
(1) 免税事業者	167
1. 免税事業者	167
2. 基準期間	167
3. 基準期間における課税売上高	167
4. 個人事業者の特定期間	168
5. 法人の特定期間	169
6. 特定期間の具体例	170
7. 特定期間における課税売上高	173
8. 合併・分割があった場合	174
(2) 高額特定資産を取得した場合等の特例 (3年縛り)	174
(3) 基準期間がない法人	177
(4) 課税事業者の選択	181
(5) 免税事業者が課税事業者となった場合等 (棚卸資産の調整措置他)	189
■信託	192

消費税の申告と納付

■国内取引に係る確定申告	195
■修正申告	197
■更正の請求	197
■中間申告	198
■加算税	201
■更正・決定	202
■納税地	203

輸入または輸出がある場合

■輸入取引	204
■事業者が輸入した場合	207
■輸出取引	210
1. 輸出免税等	210
2. 課税・免税・非課税の比較	210
3. 輸出免税等の範囲	210
4. 輸出品の下請加工等	211
5. 外国貨物の譲渡	211
6. 船荷証券	211
7. 外国貨物に係る役務の提供等	211
8. 国際輸送等の範囲	212
9. 外航船舶等の譲渡等	213
10. 外航船舶等の水先・誘導等の役務の提供	213
11. 非居住者への譲渡等	213
12. 非居住者に対する役務の提供	214
13. 外航船等への積込物品	215
14. 軍用品	215
15. 外国公館等への譲渡	215
16. 非課税資産の輸出等	215
17. 非居住者からの利子の受取り	216
18. 適用要件	216
19. 商社を通じて輸出した場合	216

■輸出物品販売場（免税ショップ）	217
------------------	-----

国境を越えた役務の提供がある場合

■国境を越えた役務の提供に対する課税の特例	219
■リバースチャージ方式	221
■国外事業者申告納税方式	222
■課税方式の判定	224

特殊な法人の場合

■公益法人等の特例	225
(1) 分類と特例	225
(2) 公益法人等の納税義務等	225
(3) 公益法人等の仕入税額控除の特例	226
■企業組織再編成があった場合	232

個人事業者の場合

■個人事業者の取扱い	241
1. 課税の対象	241
2. 個人事業者と給与所得者の区分	241
3. みなし譲渡	243
4. 親族間の取引	243
5. 仕入れの事業性	243
6. 家事共有資産	243
7. 現金基準	244
8. 課税期間	244
9. 確定申告期限	244
10. 納税地	245
11. 基準期間における課税売上高	245
12. 2年間又は3年間の継続適用	245
■相続により事業を承継した場合	246
■事業の承継にかかわらず相続人に適用がある事項	248

簡易課税制度

■簡易課税制度の概要	249
1. 簡易課税制度とは	249
2. 適用要件	249
3. 控除対象仕入税額の計算	249
4. 売上対価の返還等と貸倒れ	249
5. 簡易課税制度選択のポイント	249
6. 納税額の計算	249
■簡易課税制度の手続き	251
1. 選択届出書	251
2. 選択できない場合（3年縛り）	251
3. 届出書の効力	252
4. 提出課税期間からの適用	252
5. 免税事業者が提出する場合	252
6. 免税事業者となった場合	252
7. 合併・分割があった場合	253
8. 末日が休日の場合	253
9. 郵送は消印有効	253
10. 取下げ	253
11. 不適用届出書	253
12. 2年間継続適用	253
13. 手続きの留意点	254
14. 届出特例	254
15. 災害変更特例	254
16. 特定非常災害の特例	256
17. 届出を失念した場合の対応	256
■みなし仕入率	257
1. みなし仕入率	257
2. 兼業のみなし仕入率＝原則＝	258
3. 75%ルール＝特例①＝	259
4. 75%ルール＝特例②＝	259
■事業区分	260
1. 事業区分の判定	260
2. 第1種事業及び第2種事業	260
3. 第3種事業、第5種事業及び第6種事業	261
4. 第4種事業	262

5. 事業区分の方法 6. 事業の区分をしていない場合263
 ■事業区分の具体例264
軽減税率と標準税率の具体例284

— 凡 例 —

租税の法令名等の略号は、慣例にならい、例えば所得税法は「所法」、所得税法施行令は「所令」、所得税法施行規則は「所規」、所得税基本通達は「所基通」と表示しています。ただし、消費税法、消費税法施行令、消費税法施行規則、消費税法基本通達については、「法」「令」「規」「基通」と表示しています。

なお、令和4年4月1日現在未施行の消費税法等については、「新消法」「新消令」「新消規」と表示しています。その他、本書において使用した略号は、次によります。

転嫁特措法	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法	直法2-1通	消費税法の施行に伴う法人税の取扱いについて
税制抜本改革法	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律	直法6-1通	消費税法の施行に伴う源泉所得税の取扱いについて
電帳法	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律	直所3-8通	消費税法の施行に伴う所得税の取扱いについて
電帳規	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則	間消3-2通	消費税法の改正等に伴う印紙税の取扱いについて
平26改令	消費税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令317号）	95%基本QA	「95%ルール」の適用要件の見直しを踏まえた仕入控除税額の計算方法等に関するQ&A【I】【基本的な考え方編】
平28改法	所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）	軽減制度QA	消費税の軽減税率制度に関するQ&A【制度概要編】
平28改令	消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第148号）	軽減個別QA	消費税の軽減税率制度に関するQ&A【個別事例編】
平28.11.18改法	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律	インボイス通達	消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する取扱通達
平28.11.18改地法	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律	インボイスQA	消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A
平30改令	消費税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令135号）	軽減通達	消費税の軽減税率制度に関する取扱通達
令2改法	所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）	大工等の取扱基準 大工等の取扱情報	大工、左官、とび職等の受ける報酬に係る所得税の取扱いについて 大工、左官、とび職等の受ける報酬に係る所得税の取扱いに関する留意点について（情報）

本書は、令和4年4月1日現在の法令に準拠しています。

■課否判定表50音順索引 (索引の数字は、ページではなく、課否判定表の索引ナンバーです。)

あ	アーティスト	962-965	受取保険金	554,666-667
	アキュムレーション・アモチゼーション	1288	受取利息	475-498,1015-1020,1539-1541
	預り金	809-814	売上値引き・返品・割引・割戻し	35-41,525-527,690
	預り金(貸家の電気料)	1135-1136	売上値引き等(振込料)	345
	預り金(登録免許税)	342	売上値引き等(輸取出引)	1021-1024
	預り金処理	991,1457,1501	売掛金	345,615-617
	預り保証金	1236,1238,1241-1244	売戻条件付買入(買現先)	1310
	アスファルト敷	1108	運送保険料	53,199-201
	アスレチック施設	1151-1153	運送料	177-203,922
	圧縮記帳	666-667	運送料(付随費用)	51-52,686
	アフターケア	560,975-977	運送料(保税地域)	1074-1077
	網取放料	890	え	
	アルバイト	115	エアバッグ類料金	798
	暗号資産	614	英会話教室	1470
い	ETCカード	166	営業権	704-705
	慰安旅行	127-133	永小作権	1208
	育成者権	520,706-716	永代使用料	1118,1502
	石垣	1219	永年勤続	123-125
	意匠権	520,706-716	役務の提供の内外判定	909-918,933-961
	移籍料	966-967	X線の廃液	1384
	委託	358-360,559	NHK受信料	207
	委託(医療)	137-138	NPO法人	1409
	委託(親会社)	546-549	LLP(有限責任事業組合)	1636-1642
	委託(社会福祉事業)	1418,1429-1430	お	
	委託(非居住者)	548-549,941	往診交通費	1378
	委託(労働保険事務委託)	148	おけいこ教室	1470
	委託型輸出品販売場	1048-1054	踊り	1528
	委託販売	360,468,1804-1806	お祝い	680
	委託販売(軽油)	1761-1764	お布施	467,1488,1495
	一時貸し	1106	オペレーティングリース	449-460
	一ヶ月以上の貸付け	1122,1128-1130,1140-1141,1145	お守り・お札・おみくじ	1489
	一ヶ月未満の貸付け	1096-1099,1125-1127,1142-1143,1146	おむつ代	1373
	一括控除	411-414,423-435	親会社(委託料)	546-549
	一括譲渡	1229-1230,1239-1244	親会社(売買)	846-850
	移転登記	1233-1234	親会社(リース)	432-435,445-448
	移転補償金	534	音楽家	962-965
	違反車の移動料・保管料	464-465	温泉	1209,1211-1213
	イベント	250-253,978	か	
	違約金	1189-1190,1246	海外航空券	167,980,1735
	医薬品	1364-1365,1379-1382	海外出張費	174
	医薬品(公的医療)	1356-1357	海外情報の提供	933-940
	医薬品(常備薬)	135	海外バック旅行	987-989,993-995
	医薬品(輸出)	1043-1045,1050-1052	海外プラント工事	985-986
	違約割増し	517-519,1186-1188	海外旅行	131,281,956
	医療	923,1349-1385	会議	297-299,1170
	医療機械・医療器具	1364,1380,1383	開業費	801
	祝い金	134,275,284,562	外交員	155-157
	祝い品	285	外航船舶等	883-907
	印刷費	217-226,234,298,338	外国株式の譲渡	1299,1304
	印紙	383-388,1058	外国貨物の譲渡	854-865
	飲食費	269-276,1498	外国貨物の荷役・運送等	187,904,1074-1075
	飲食費(外国人)	279,922	外国貨物の引取り	1055-1060
う	ウイークリーマンション	1123	外国貨物(製造)	868-869
	受取手形	348,586-587,613-614	外国貨物(リース)	1083-1087
	受取配当金	500-504,555	外国為替	999-1008
			外国為替取引	1000
			外国銀行	1019
			外国銀行から受ける利息	477-478,1015-1019

勘定科目別課否判定表

- 譲渡等をする者と受ける者の課税区分は原則として同じになりますが、事業性の有無や立替金等の処理などにより異なる場合があります。
- 仕入れについては、課税取引のみが仕入税額控除の対象であり、免税、非課税、不課税の区分はありません（表紙裏参照）。また、仕入れ先が免税事業者、消費者等であっても課否判定には影響しません。

【損益計算書科目】

取引・対価等		課税区分				参考法令等	索引NO.		
		課	免	非	不				
他から購入した商品・自己が製造した製品	国内売上げ	課税商品	課			法2①, 4①	1		
		非課税商品			非	法6①	2		
	輸出売上げ	課税商品		免		法7①	3		
		非課税商品				非課税資産の輸出等の特例 法31	4		
	国外支店の売上げ				不	法4③	5		
	同種・同額の商品を返却する商品の融通				不		6		
	景品・サービス品・サンプル等の無償提供				不	法2①, 4①	7		
	商品の廃棄・盗難・滅失				不	基通5-2-13	8		
	法人が行う自社商品の使用・消費				不	基通5-2-12	9		
	課税商品の安売り・損売り(実際の販売価額)	課				法28①	10		
	資産の無償供与(形態別「みなし譲渡」参照)				不	法2①, 4①⑤	11		
サービスの提供(土木「電気通信利用役務の提供」はNo1847以降参照)						12			
工事・修繕・運送・保管・国外事業者が行う芸能・スポーツ等の役務の提供はNo2082以降参照						13			
印刷・広告・仲介・興行・宿泊・飲食・技術援助・情報の提供・便益・出演・著述等)	サービスの提供場所が国内	課				法4①③, 7, 令6②, 基通5-5-1	14		
		課			不		15		
	サービスの提供場所が国外	課					16		
		免			不	法2①, 4①	17		
無償で行うサービスの提供					不	法2①, 4①	17		
売上高	非課税商品の販売				非	法6①	18		
		原則(売上げの全額を引渡し時に)		課			基通9-1-1, 9-3-1	19	
	リース譲渡	課税商品	その課税期間に支払期日が到来するものにつき当期に支払いを受けた	前期以前に支払いを受けた(当期は)			不	法16, 令31	20
				当期に支払いを受けた	課				21
				当期に未収であった	課				22
				翌課税期間以降に支払期日が到来するものにつき当期に支払いを受けた	課				23
				前課税期間以前に支払期日が到来するものにつき当期に支払いを受けた(当期は)			不		24
				契約に明示された利息					非
	契約に明示された保証料相当額					非	26		
	買掛金と相殺して代金の授受を行わない売上げ	課税商品	課				27		
		非課税商品			非	法2①, 4①	28		
国・地方公共団体・公法人・公益法人への売上げ	課税商品	課				29			
	非課税商品			非	法6①	30			
対価の額が確定していない商品の売上げ等(引渡しした課税期間において)	課税商品	課				31			
	非課税商品			非	基通10-1-20	32			
その後確定した対価との差額(確定した課税期間において)	課税商品	課				33			
	非課税商品			非		34			
売上値引き・返品・割戻し(リベート)・売上割引・販売奨励金	課税売上げ	返還の課税期間に一般課税に係るもの	返還の課税期間に簡易課税			売上返還税額控除	法38①, 基通6-3-4	35	
							36		
	非課税売上げに係るもの					非課税売上からマイナス	令48①, 基通11-5-5	37	
	免税売上げに係るもの					免税売上からマイナス		38	
	免税事業者であった課税期間の売上げに係るもの	課税売上げに係るもの				売上返還税額控除なし、課税売上からマイナス	基通11-5-2, 14-1-6	39	
		非課税売上げに係るもの				非課税売上からマイナス	令48①	40	
免税売上げに係るもの					免税売上からマイナス	基通11-5-2	41		

勘定科目別課否判定表

消費税の基礎知識

■消費税のしくみ

項目	説明																				
1. 納税義務者	区分	国内取引	輸入取引																		
	納税義務者	法人・個人事業者	すべての者																		
	国内取引については、小規模事業者の納税義務を免除する事業者免税点制度があります。																				
2. 国内取引	<p>消費税は、各取引において生じた税を最終消費にまで転嫁するため、前段階税額控除方式をとっています。</p> <p>前段階税額控除方式とは、生産・流通・販売などの取引のすべての段階においてその売上げに対して課税を行うとともに、前段階で生じた税の累積を排除するため、売上げに係る税額から仕入れに係る税額を控除して納付税額を計算するものです。</p> <p>売上げに係る税額から仕入れに係る税額を控除することを仕入税額控除といいます。</p> <p>仕入税額控除は、簡易課税制度による場合を除き、原則として、帳簿及び請求書等の保存が要件とされています。</p> <p>納付すべき消費税の計算方法を図式にすると次のようになります。</p>																				
	<p>● 納付税額の計算</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle;">売上げに係る消費税額</td> <td>仕入れに係る消費税額</td> </tr> <tr> <td>保税地域からの引取りに係る消費税額</td> </tr> <tr> <td>売上対価の返還等に係る消費税額</td> </tr> <tr> <td>貸倒れに係る消費税額</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">= 差引納付する消費税額 (マイナスの場合は還付)</p>	売上げに係る消費税額	仕入れに係る消費税額	保税地域からの引取りに係る消費税額	売上対価の返還等に係る消費税額	貸倒れに係る消費税額															
売上げに係る消費税額	仕入れに係る消費税額																				
	保税地域からの引取りに係る消費税額																				
	売上対価の返還等に係る消費税額																				
	貸倒れに係る消費税額																				
<p>● 税負担の転嫁</p> <p>※税率10%によります。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; text-align: center;"> <tr> <td>生産者 A</td> <td>販売 10,000円</td> <td>卸売業者 B</td> <td>販売 20,000円</td> <td>小売業者 C</td> <td>販売 40,000円</td> <td>消費者 D</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: 20px; text-align: center;"> <tr> <td>売上げの税 1,000円</td> <td>売上げの税 2,000円</td> <td>売上げの税 4,000円</td> <td>負担した額</td> </tr> <tr> <td>仕入れの税 0円</td> <td>仕入れの税 1,000円</td> <td>仕入れの税 2,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引納付 1,000円</td> <td>差引納付 1,000円</td> <td>差引納付 2,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> </table> <p>生産者A・卸売業者B・小売業者Cはいずれも税負担を行うことなく、売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除して納付税額を計算します。</p> <p>消費者Dが負担する税額4,000円(購入額40,000円×10%)は、A・B・Cが納付した税額の合計額4,000円(1,000円+1,000円+2,000円)と一致します。</p> <p>消費税等相当額を価格に上乗せすることができなければ、消費税の負担が事業者の利益を圧縮することになります。</p>	生産者 A	販売 10,000円	卸売業者 B	販売 20,000円	小売業者 C	販売 40,000円	消費者 D	売上げの税 1,000円	売上げの税 2,000円	売上げの税 4,000円	負担した額	仕入れの税 0円	仕入れの税 1,000円	仕入れの税 2,000円		差引納付 1,000円	差引納付 1,000円	差引納付 2,000円	4,000円		
生産者 A	販売 10,000円	卸売業者 B	販売 20,000円	小売業者 C	販売 40,000円	消費者 D															
売上げの税 1,000円	売上げの税 2,000円	売上げの税 4,000円	負担した額																		
仕入れの税 0円	仕入れの税 1,000円	仕入れの税 2,000円																			
差引納付 1,000円	差引納付 1,000円	差引納付 2,000円	4,000円																		

消費税の経理処理

■税抜経理方式と税込経理方式

項目	説明				
1. 経理方式	消費税の課税の対象となる取引の経理処理には、税抜経理方式と税込経理方式とがあります（直所3-8通1、4、直法2-1通1、4）。				
経理方式	内容	税額の取扱い			
		売上げの消費税等	仕入れの消費税等	納付税額	還付税額
税込経理方式	対価に含まれる消費税等の額を区分しない	売上金額に含める	資産の取得価額・経費の額に含める	租税公課として損金算入	雑収入として益金算入
税抜経理方式	対価に含まれる消費税等の額を区分する	仮受消費税等とする	仮払消費税等とする	全額控除の場合は、仮受消費税等と仮払消費税等との差額が納付税額又は還付税額となる	
期末一括税抜方式	期中は、消費税等の額を区分しないで、決算期末において、一括して消費税等の金額を仮受消費税等・仮払消費税等に振り替える				
月末一括税抜方式	個々の取引計上時は、消費税等の額を区分しないで、月ごとに一括して消費税等の金額を仮受消費税等・仮払消費税等に振り替える				
● 納付すべき消費税額	いずれの経理方式によっても、納付すべき消費税額は同額となります。				
● 地方消費税	地方消費税は、必ず消費税とあわせて経理処理します（直所3-8通2、直法2-1通3）。				
● 会計システムの入力	会計システムで処理する場合は、税込の金額を入力し、税込経理方式又は税抜経理方式を指示するのが一般的な処理方法です。				
● 還付申告を行う場合	税込経理方式では、還付税額が所得の金額に算入されることに留意して下さい。				
2. 経理処理の選択（直所3-8通2、5、直法2-1通3、5）	税抜経理方式または税込経理方式のいずれによるかは、事業者の任意です。ただし、免税事業者は、経営分析等のために税抜経理方式を採用している場合であっても、所得金額の計算にあたっては、税込経理方式しか適用できません。また、売上げについて税込経理方式を適用した場合には、すべて税込経理方式となります。				
● 混合方式（直所3-8通3、直法2-1通3）	売上げについて税抜経理方式を適用している場合には、両者の混合方式とすることができます。ただし、売上げの他に、少なくとも棚卸資産、固定資産及び繰延資産、経費等のいずれか1つについて、税抜きとしなければなりません。 混合方式による場合、棚卸資産の取得に係る取引については、税抜きか税込みかを継続適用しなければなりません。				
● 経理処理を変更した場合	税抜経理方式から税込経理方式に、税込経理方式から税抜経理方式に変更した場合であっても、期首棚卸高や固定資産の価額について、その仕入れ等の事業年度において計上した金額を修正する必要はありません。会計処理を変更した場合であっても、前事業年度の期末棚卸高と当事業年度の期首棚卸高は一致します。				
3. 法人税法上の取引価額	法人税の所得金額の計算の基礎となる取引価額は、原則として、その事業者が選択した経理方式により計上した金額となります（直法2-1通9～12）。				

消費税の基礎実務

■国内取引の課税の対象

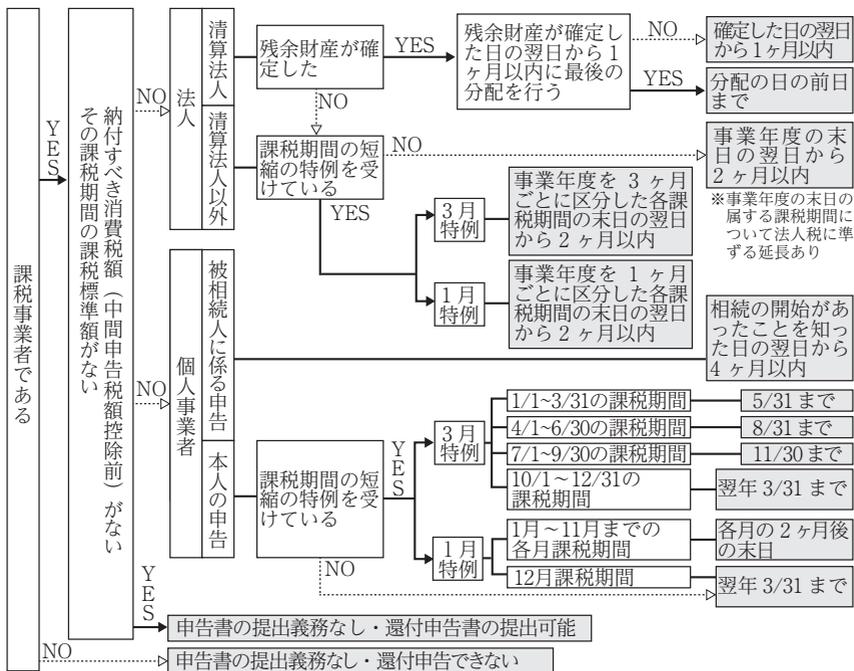
項 目	説 明												
1. 課税対象 (法2①八、4 ①⑤)	<p>国内において、事業者が行った「資産の譲渡等」は、消費税の課税の対象となります。「資産の譲渡等」とは、事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいうことから、次の4要件を満たすものが国内取引の課税の対象となります。</p> <p>また、国内において行ったみなし譲渡は、課税の対象となります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th>国内取引の課税の対象となる要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原則</td> <td> 次のすべてに該当するもの ①国内取引であること ②事業者が事業として行うものであること ③対価を得て行われるものであること ④資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供であること </td> </tr> <tr> <td>国内におけるみなし譲渡</td> <td> 次のいずれかに該当するもの ①法人の自社役員に対する資産の贈与 ②個人事業者の事業用資産の家事消費 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	国内取引の課税の対象となる要件	原則	次のすべてに該当するもの ①国内取引であること ②事業者が事業として行うものであること ③対価を得て行われるものであること ④資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供であること	国内におけるみなし譲渡	次のいずれかに該当するもの ①法人の自社役員に対する資産の贈与 ②個人事業者の事業用資産の家事消費						
区分	国内取引の課税の対象となる要件												
原則	次のすべてに該当するもの ①国内取引であること ②事業者が事業として行うものであること ③対価を得て行われるものであること ④資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供であること												
国内におけるみなし譲渡	次のいずれかに該当するもの ①法人の自社役員に対する資産の贈与 ②個人事業者の事業用資産の家事消費												
● 輸入取引 ● みなし譲渡	☞ 204ページ ☞ 114、243ページ												
2. 国内取引か国外取引か	<p>取引の内外判定は、資産の譲渡、貸付け、役務の提供について定められています。</p> <p>資産の譲渡、貸付け、役務の提供を伴わない取引は資産の譲渡等に該当せず、資産の譲渡等以外の取引は課税の対象ではないため、内外判定の必要はありません。</p> <p>国内とは、消費税法の施行地(日本の課税権が及ぶ地域)をいいます。法律は、日本の領土全体(北海道、本州、四国、九州及び附属の島)にわたり効力を有し、領海上も国内となります。ただし、当分の間、北方四島は除かれます。日本の課税権が及ぶ地域は、国際法に従って判断することになります。</p> <p>資産の譲渡又は貸付けを行った場合には、譲渡又は貸付けの時に所在していた場所によって判定します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">判定場所</th> <th>判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>譲渡又は貸付けの時に資産が所在していた場所</td> <td>国内…国内取引 国外…国外取引</td> </tr> </tbody> </table> <p>※貸付けた資産の所在場所が移動した場合でも貸付資産を引き渡した場所で判定します。ただし、契約において特定されている貸付資産の使用場所を合意変更した場合は変更前後に分けて判定します。</p> <p>※輸出として行う資産の譲渡は、資産の譲渡を行う時には資産が国内にあり、相手方への引渡しのために商品を国外に運び出す取引であることから、国内取引となります。次の資産については特別の判定場所が定められています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 45%;">資産の種類</th> <th>次の場所が国内であれば国内取引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船舶・航空機(登録又は船籍票の交付を受けたもの)</td> <td>船舶・航空機の登録をした機関又は船籍票の交付をした機関の所在地</td> </tr> <tr> <td>登録を受けていない船舶・航空機</td> <td>その譲渡又は貸付けを行う者のその譲渡又は貸付けに係る事務所等の所在地</td> </tr> <tr> <td>鉱業権・租鉱権・採石権等・樹木採取権</td> <td>鉱区・租鉱区・採石場・樹木採取区の所在地</td> </tr> </tbody> </table>	判定場所	判定	譲渡又は貸付けの時に資産が所在していた場所	国内…国内取引 国外…国外取引	資産の種類	次の場所が国内であれば国内取引	船舶・航空機(登録又は船籍票の交付を受けたもの)	船舶・航空機の登録をした機関又は船籍票の交付をした機関の所在地	登録を受けていない船舶・航空機	その譲渡又は貸付けを行う者のその譲渡又は貸付けに係る事務所等の所在地	鉱業権・租鉱権・採石権等・樹木採取権	鉱区・租鉱区・採石場・樹木採取区の所在地
判定場所	判定												
譲渡又は貸付けの時に資産が所在していた場所	国内…国内取引 国外…国外取引												
資産の種類	次の場所が国内であれば国内取引												
船舶・航空機(登録又は船籍票の交付を受けたもの)	船舶・航空機の登録をした機関又は船籍票の交付をした機関の所在地												
登録を受けていない船舶・航空機	その譲渡又は貸付けを行う者のその譲渡又は貸付けに係る事務所等の所在地												
鉱業権・租鉱権・採石権等・樹木採取権	鉱区・租鉱区・採石場・樹木採取区の所在地												
● 国内とは (法2①一)													
● 資産の譲渡・貸付け (法4③、基通5-7-12)													
(特殊な資産) (令6①、基通5-7-2~3)													

消費税の申告と納付

■国内取引に係る確定申告

項 目	説 明	
<p>1. 納税義務の成立と税額の確定 (通則法15②七、16①)</p> <p>※大法人の令和2年4月1日以後開始する課税期間に係る申告は、e-Taxによることが義務付けられています。</p>	<p>国内取引に係る消費税の納税義務は、課税資産の譲渡等が行われた時に成立し、課税期間ごとに、事業者が自ら計算して、税務署長に確定申告書を提出することによって、納付すべき税額が確定します(租税債務の確定)。このように、納付税額が納税義務者の申告によって確定し、その申告がない場合に限って税務署長が確定のための処分を行う方式を申告納税方式といいます。</p>	<p>法定申告期限 法定納期限</p>
	<p>課税期間</p>	
	<p>納税義務の成立</p>	<p>申告 (租税債務の確定) 納付 (租税債務の履行)</p>

申告期限と納期限一覧

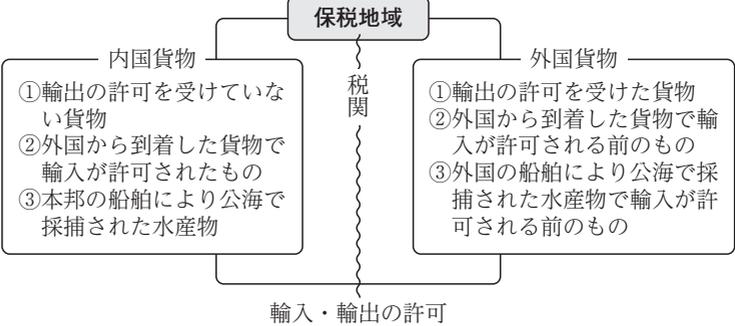


2. 法人の申告期限と納期限 (法45①④、49、基通15-2-6)

- 通常…その事業年度(課税期間)の末日の翌日から2ヶ月以内
- 課税期間短縮特例の場合…短縮した各課税期間の末日の翌日から2ヶ月以内
- 清算中の法人…原則として課税期間の末日の翌日から2ヶ月以内
(その法人の資産負債を全部引き継ぐ実質的な営業譲渡があった場合は、引継日の翌日から1ヶ月以内)
残余財産が確定した場合には、確定した日の翌日から1ヶ月以内

輸入または輸出がある場合

■輸入取引

項目	説明
<p>1. 課税の対象 (法4②、基通5-6-2)</p>	<p>保税地域から外国貨物を引き取る際には、輸入の消費税が課税されます。輸入取引については、国内取引と異なり、事業性があるか対価性があるかにかかわらず、保税地域から引き取られるすべての外国貨物が課税の対象となります。</p>
<p>2. 納税義務者 (法5②)</p>	<p>外国貨物を保税地域から引き取る者は、その外国貨物に係る消費税の納税義務者となります。 外国貨物を保税地域から引き取る者とは、関税法における輸入者すなわち輸入申告書に記載した名義人です。</p>
<p>3. 実質的輸入者 (基通11-1-6)</p>	<p>関税の減免税を受けるため、実質的な輸入者があるにもかかわらず、課税貨物を国内で使用する者が輸入申告をする必要がある場合（限定申告）において、次の要件のすべてに該当するときは、その実質的な輸入者がその課税貨物を保税地域から引き取ったものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 実質的な輸入者が輸入貨物を輸入申告者に対して有償譲渡する ② 実質的な輸入者がその貨物の引取りに係る消費税等を負担する ③ 実質的な輸入者が輸入許可書等の原本を保存する 
<p>4. 保税地域 (関税法29,37、42,56,62の2、62の8)</p>	<p>保税地域とは、外国から輸入した貨物について関税の課税を保留した状態で保管する地域をいい、輸出する貨物についても保税地域に搬入され、輸出の許可の手続きが行われます。 保税地域は、①指定保税地域、②保税蔵置場、③保税工場、④保税展示場、⑤総合保税地域の5種類です。</p>
<p>5. 外国貨物と内国貨物 (関税法2①三、四)</p>	

国境を越えた役務の提供がある場合

■国境を越えた役務の提供に対する課税の特例

項 目	説 明																										
1. デジタルコンテンツの提供	<p>役務の提供の原則的な取扱によれば、日本国内で提供を受ける電子書籍や音楽の配信等は、その提供を国内の事業者が行えば国内取引、国外事業者が行えば国外取引となります。そうすると、同じ電子書籍等であっても、提供者の違いによって最終的な税負担が異なることとなり、国内外の事業者間で競争条件に歪みが生じます。</p> <p>そこで、電子書籍や音楽の配信、クラウドサービスなどのデジタルコンテンツの提供は「電気通信利用役務の提供」と位置づけられ、平成27年度税制改正により、内外判定の基準が見直され、リバースチャージ方式及び国外事業者申告納税方式が導入されました。</p>																										
2. 内外判定 (法4③二、三、④、令6②六)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 80%;">内外判定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">役務の提供が行われた場所が明らかでないもの</td> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">「事業者向け電気通信利用役務の提供」</td> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">国内事業者が受ける場合</td> <td>国内の本支店で受けるもの → 国内取引</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">国外事業所等で受けるもの</td> <td>国外において行う資産の譲渡等のみ要するもの → 国外取引</td> </tr> <tr> <td>国内外において行う資産の譲渡等に要するもの → 国内取引</td> </tr> <tr> <td>国内において行う資産の譲渡等のみ要するもの → 国内取引</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">国外事業者が受ける場合</td> <td>国外の本支店で受けるもの → 国外取引</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">PE*で受けるもの</td> <td>国外において行う資産の譲渡等のみ要するもの → 国外取引</td> </tr> <tr> <td>国内外において行う資産の譲渡等に要するもの → 国外取引</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">「消費者向け電気通信利用役務の提供」</td> <td colspan="2">役務の提供を受ける者の住所、居所、本店所在地が国内 → 国内取引</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記の場所が国外 → 国外取引</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">「電気通信利用役務の提供」以外</td> <td colspan="2">役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地が国内 → 国内取引</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記の場所が国外 → 国外取引</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ PE (Permanent Establishment) とは、日本国内にある恒久的施設であり、次の3つに区分されています (法141、法令185、186、所法164、所令289、290)。</p> <p>①支店PE：支店、出張所、事業所、事務所、工場、倉庫業者の倉庫および鉱山・採石場等天然資源を採取する場所など</p> <p>②建設PE：建設、据付け、組立て等の作業、またはその指揮監督の役務の提供を1年を超えて行う場合のその場所</p> <p>③代理人PE：国内に自己のためにその事業に関し契約を結ぶ権限のある者で、これを常習的に行使する者や、商品等の資産を保管し顧客への引き渡しを行う者、あるいは注文の取得等の重要な部分をする者</p>		区分	内外判定	役務の提供が行われた場所が明らかでないもの	「事業者向け電気通信利用役務の提供」	国内事業者が受ける場合	国内の本支店で受けるもの → 国内取引	国外事業所等で受けるもの	国外において行う資産の譲渡等のみ要するもの → 国外取引	国内外において行う資産の譲渡等に要するもの → 国内取引	国内において行う資産の譲渡等のみ要するもの → 国内取引	国外事業者が受ける場合	国外の本支店で受けるもの → 国外取引	PE*で受けるもの	国外において行う資産の譲渡等のみ要するもの → 国外取引	国内外において行う資産の譲渡等に要するもの → 国外取引	「消費者向け電気通信利用役務の提供」	役務の提供を受ける者の住所、居所、本店所在地が国内 → 国内取引		上記の場所が国外 → 国外取引		「電気通信利用役務の提供」以外	役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地が国内 → 国内取引		上記の場所が国外 → 国外取引	
	区分	内外判定																									
役務の提供が行われた場所が明らかでないもの	「事業者向け電気通信利用役務の提供」	国内事業者が受ける場合	国内の本支店で受けるもの → 国内取引																								
			国外事業所等で受けるもの	国外において行う資産の譲渡等のみ要するもの → 国外取引																							
				国内外において行う資産の譲渡等に要するもの → 国内取引																							
		国内において行う資産の譲渡等のみ要するもの → 国内取引																									
		国外事業者が受ける場合	国外の本支店で受けるもの → 国外取引																								
			PE*で受けるもの	国外において行う資産の譲渡等のみ要するもの → 国外取引																							
	国内外において行う資産の譲渡等に要するもの → 国外取引																										
	「消費者向け電気通信利用役務の提供」	役務の提供を受ける者の住所、居所、本店所在地が国内 → 国内取引																									
		上記の場所が国外 → 国外取引																									
	「電気通信利用役務の提供」以外	役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地が国内 → 国内取引																									
上記の場所が国外 → 国外取引																											

特殊な法人の場合

■公益法人等の特例

(1) 分類と特例

項目	説明			
	国、地方公共団体、公共法人、公益法人等については、おおむね次のように区分して特例が設けられています。			
区分	適用される特例			
	課税単位	資産の譲渡等の時期	仕入控除税額の計算	申告期限
国（一般会計）	○	○	課税標準額に対する消費税額と仕入控除税額とを同額とみなす	申告義務なし
地方公共団体（一般会計）	○	○		
国（特別会計）	○	○	特定収入がある場合の仕入税額控除の特例	○
地方公共団体（特別会計）	○	○		○
消費税法別表第三に掲げる公共法人、公益法人等	—	△ 要承認		△ 要承認
人格のない社団等	—	—		—
	※別表第三に掲げる法人には、例えば、一般社団法人、一般財団法人、学校法人、宗教法人等があります。			

(2) 公益法人等の納税義務等

項目	説明			
1. 収益事業と非収益事業	公益法人等については、法人税法では、収益事業に限って課税し、収益事業を行っていない場合には、申告納税の義務はありません。 しかし、消費税法では、収益事業であるか否かに関係なく、個々の取引が国内における資産の譲渡等に該当するかどうかで課税の対象を判断します。 公益法人等について、特別にその納税義務を免除する規定は設けられておらず、普通法人と同様に消費税の納税義務者となります。			
2. 寄附金収入 (法4、基通5-2-14)	一般的な寄附金は、給付に対する対価の支払いではないため、不課税です。 寄附金という名目であっても、その実質が資産の譲渡又は貸付け、サービスの提供の対価である場合には、課税の対象となります。			
	寄附金の判定	寄附を受けた事業者	寄附を行った者	
実質で判定	対価性なし	不課税	不課税	
	対価性あり	課税資産の譲渡等の対価	課税売上げ	課税仕入れ (仕入税額控除の対象)
		非課税資産の譲渡等の対価	非課税売上げ	課税仕入れでない

個人事業者の場合

個人事業者の取扱い

項目	説明
1. 課税の対象 (基通5-1-1,5-1-8)	個人事業者は、事業者の立場と消費者の立場をあわせもっています。このうち、事業として行う売上げ及び仕入れのみが課税の対象となり、消費者の立場で行う自宅の売却や生活用品の購入等は、消費税の納税額の計算に関係しません。

区分		判定
法人 人格のない社団等	全ての取引	「事業として」に該当
個人事業者	独立、反復、継続して行われる譲渡、貸付け、役務の提供 ・ 所得税における事業所得に限らない ・ その規模を問わない ・ 事業用固定資産の譲渡等の事業付随行為を含む	
	独立、反復、継続して行われる譲渡、貸付け、役務の提供でなく、事業付随行為でもない 例 { ・ 自宅の売却 ・ 事業資金の調達のためにする生活用資産の譲渡 ・ 仕入代金の支払いに代えて家事用資産を引き渡す代物弁済 ・ 会員権取引業者以外が行うゴルフ会員権等の譲渡 ・ 事業資金以外の預貯金の利子の受取り	「事業として」に該当しない
事業を行わない個人が行う取引 給与を対価とする役務の提供		課税対象外 (不課税)

2. 個人事業者と給与所得者の区分
(基通1-1-1)

事業者とは、自己の計算において独立して事業を行う者をいいます。請負契約又はこれに準ずる契約に基づく業務の遂行ないし役務の提供は「事業として」に該当し、雇用契約又はこれに準ずる契約に基づく役務の提供は、「事業として」行うものに該当しません。

民法上、「雇用」とは、当事者の一方が相手方に対して労働に従事することを約し、相手方がこれに対してその報酬を与えることを約するもの、「請負」とは、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約するものとされています。

契約によってその区分が判定できない場合には、例えば、次の事項を総合勘案して判定することになります。

項目	総合勘案して判断
作業従事者の代替性あり	事業所得の要素
時間的拘束、指揮監督あり	給与所得の要素
完成品についての危険負担なし	給与所得の要素
報酬の支払者から材料等の供与あり	給与所得の要素

● 大工等の具体例(大工等の取扱通達、大工等の取

① 作業従事者の代替性が認められる例

・ 急病等により作業に従事できない場合には、本人が他の作業員を手配し、作業に従事しなかった日数に係る本件報酬も本人に支払われ、作業に従事した者に対する報酬は、本人が支払う。

簡易課税制度

■ 簡易課税制度の概要

項目	説明										
1. 簡易課税制度とは	<p>簡易課税制度とは、実際の課税仕入れ等に係る消費税額にかかわらず、その課税期間の課税標準額に対する消費税額を基に控除対象仕入税額を計算する方法をいいます。</p> <p>なお、簡易課税制度を適用した場合、仕入税額控除により還付税額が生じることはありません。</p> <p>適用の単位についての留意点は、課税事業者の選択と同じです。</p>										
2. 適用要件	<p>簡易課税制度は、届出書を提出して選択します。</p> <p>簡易課税制度選択届出書を提出するか否かは納税義務者の任意ですが、届出書を提出した後は不適用届出書の提出がない限り、基準期間における課税売上高が5,000万円以下である課税期間については、必ず適用されます。</p> <table border="1" data-bbox="296 555 1028 707"> <thead> <tr> <th rowspan="2">簡易課税制度選択届出書の提出</th> <th colspan="2">基準期間における課税売上高</th> </tr> <tr> <th>5,000万円以下</th> <th>5,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あり</td> <td>簡易課税</td> <td rowspan="2">一般課税</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>一般課税</td> </tr> </tbody> </table>	簡易課税制度選択届出書の提出	基準期間における課税売上高		5,000万円以下	5,000万円超	あり	簡易課税	一般課税	なし	一般課税
簡易課税制度選択届出書の提出	基準期間における課税売上高										
	5,000万円以下	5,000万円超									
あり	簡易課税	一般課税									
なし	一般課税										
3. 控除対象仕入税額の計算 (法37①、基通13-1-6)	$\boxed{\text{控除対象仕入税額}} = \boxed{\text{課税標準額に}} \boxed{-} \boxed{\text{売上返還等対価}} \boxed{-} \boxed{\text{に対する消費税額}} \boxed{-} \boxed{\text{に係る消費税額}} \boxed{+} \boxed{\text{貸倒回収額に}} \boxed{+} \boxed{\text{係る消費税額}} \times \boxed{\text{みなし仕入率}}$										
4. 売上対価の返還等と貸倒れ	<p>簡易課税制度は仕入税額控除の特例であるため、簡易課税制度を適用している場合であっても、売上対価の返還等に係る税額控除及び貸倒れの税額控除は、一般課税の場合とかわりなく適用されます。</p>										
5. 簡易課税制度選択のポイント	<p>簡易課税制度を選択した場合、課税標準額に対する消費税額から納付すべき消費税額を計算するため、仕入れについて区分経理や帳簿及び請求書等の保存が不要となります。</p> <p>他方、個々の課税売上高がいずれの事業に該当するのかを把握しなければならないため、複数の事業を営んでいる場合には、課税売上高の区分の手数がかかります。</p> <p>また、課税売上高に対する一般課税による控除対象仕入税額の割合が、みなし仕入率を上回る場合には、一般課税に比べて税負担が重くなります。</p> <p>したがって、簡易課税制度の選択は、事務負担の増減と税負担の増減とを勘案して判定することになります。</p>										
6. 納税額の計算	<p>簡易課税と一般課税の納付税額の計算方法を比較すると、次のページのようになります。</p>										

■事業区分の具体例

【卸売業・小売業】

簡易課税の事業区分具体例

【卸売業・小売業】

内 容		事業区分	備 考
各種商品卸売業	仕入れた商品を事業者に販売	1	
	仕入れた商品を事業者しか入場できない特定の店舗で販売	1	
	事業者には会員証を交付し、会員証を提示した者にのみ商品を販売することとしている場合	1	
	店頭で消費者には販売しない旨の掲示をして事業者でなければ販売しない場合	1	
	仕入れた商品を事業者以外も入場できる店舗で相手の確認を行わず販売	2	
	仕入れた商品を事業者以外に販売	2	
	販売した商品についてその後行う修理やメンテナンス	5	
	仕入れた商品について性質及び形状の変更を行って事業者販売	3	
	仕入れた商品について性質及び形状の変更を行って事業者以外に販売	3	
	代理商、中立商	4	
	商品代金と区別して受領する配送料	5	
	商品代金と区別して受領する配送料で運送業者等を利用し預り金として処理するもの		課税対象外
	商品代金と区別して受領する配送料を預り金として処理した上で、利用した配送業者から受ける取次手数料	5	
	無償で配送サービスを行う場合の商品の販売	1	事業者以外に対する販売は第2種
	配送料を商品代金に含めて行う商品の販売と配送サービス	1	
	商品のこん包材、使用済みダンボール等の売却	4	こん包材等を生じさせた事業の区分に処理することも可
自己の事業に使用していた建物、設備、機材、備品等の売却	4		
各種商品小売業	仕入れた商品を事業者販売	1	
	仕入れた商品を事業者以外に販売	2	
	販売した商品についてその後行う修理やメンテナンス	5	
	仕入れた商品について性質及び形状の変更を行って事業者販売	3	
	仕入れた商品について性質及び形状の変更を行って事業者以外に販売	3	
	商品代金と区別して受領する配送料	5	
	商品代金と区別して受領する配送料で運送業者等を利用し預り金として処理するもの		課税対象外
	商品代金と区別して受領する配送料を預り金として処理した上で、利用した配送業者から受ける取次手数料	5	
	無償で配送サービスを行う場合の商品の販売	2	事業者への販売は第1種
	配送料を商品代金に含めて行う商品の販売と配送サービス	2	
	商品のこん包材、使用済みダンボール等の売却	4	こん包材等を生じさせた事業の区分に処理することも可
自己の事業に使用していた建物、設備、機材、備品等の売却	4		

軽減税率と標準税率の具体例

【軽減税率と標準税率の具体例】

区分	【軽減税率】	【標準税率】	判定のポイント
食品表示法に規定する食品	<ul style="list-style-type: none"> ・食用として販売される塩 	<ul style="list-style-type: none"> ・工業用として販売される塩 	食品とは、食品表示法に規定する食品であり、人の飲用又は食用に供されるものをいう。
	<ul style="list-style-type: none"> ・食用の粉（もみ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・人の飲用又は食用に供されるものではない「種粉（たねもみ）」 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ケーキの材料など食材として販売されるかぼちゃの種 	<ul style="list-style-type: none"> ・果物の苗木など栽培用として販売される植物及びその種子 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・かき氷 ・かき氷に用いられる氷や飲料に入れて使用される氷などの食用氷 	<ul style="list-style-type: none"> ・保冷用の氷 ・ドライアイス 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ミネラルウォーターなどの飲料水 	<ul style="list-style-type: none"> ・水道水（ペットボトルに入れて食品として販売する場合を除く） 	水道水は、飲食用も含めた生活用水として供給されるものであり、食品に該当しない。
	<ul style="list-style-type: none"> ・人の食用に供される活魚などの水産物 	<ul style="list-style-type: none"> ・食肉加工することを目的に販売する生きている牛、豚、鳥 	水産物は生きた状態で食品に該当するが、畜産物は切断了状態から食品に該当する（食品表示基準）。
	<ul style="list-style-type: none"> ・賞味期限が近い「食品」の特売 	<ul style="list-style-type: none"> ・賞味期限切れの「食品」を廃棄するための譲渡 	廃棄のために譲渡する食品は、人の飲用又は食用に供されるものではない。
	<ul style="list-style-type: none"> ・百貨店等における高級食材の販売 	<ul style="list-style-type: none"> ・高級食材とは別料金の箱代 	高級食材であっても軽減税率の対象となる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・人の食用として販売する果物（購入者は動物の餌にする目的） 	<ul style="list-style-type: none"> ・牛や豚等の家畜の飼料 ・人が食べても害のない材料を使用したペットフード 	購入者の使用目的は食品であるかどうかの判定に影響しない。
医薬品	<ul style="list-style-type: none"> ・特定保健用食品、栄養機能食品 ・医薬品等に該当しない栄養ドリンク ・医薬品等に該当しない健康食品、美容食品 	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品等に該当する栄養ドリンクや食品 	「医薬品」、「医薬部外品」「再生医療等製品」は食品に該当しない。
酒類	<ul style="list-style-type: none"> ・みりん風調味料 	<ul style="list-style-type: none"> ・みりん 	酒税法に規定する酒類は食品に該当しない。酒類の判定は、アルコール分1度以上の飲料であるかどうかによる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ノンアルコールビール 	<ul style="list-style-type: none"> ・ビール、発泡酒 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・料理酒などの発酵調味料（アルコール分が一度以上であるものの塩などを加えることにより飲用できないようにしたもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ・料理に使用する目的で購入する日本酒 	